

## 平成25年度 松代公民館運営審議会 開催概要

- 1 日 時 平成25年6月10日(月) 午後2時から3時30分まで
- 2 場 所 長野市立松代公民館 1階 講義室1
- 3 出席者 審議会委員 8名(欠席委員 1名) 事務局から成立報告  
公民館職員 5名(館長・係長・職員3名)
- 4 委嘱書の交付 館長より交付
- 5 公民館長あいさつ
- 6 運営審議会 会長の選任及び職務代理者の指名

委員の互選により、出席委員全員一致で松林要氏を会長に選出。本人に了承をいただく。松林会長が、職務代理者として若狭良亘氏を指名、本人了解する。

- 7 会長及び会長職務代理者あいさつ  
会 長・・・松林 要 氏  
会長職務代理者・・・若狭 良亘 氏

- 8 諮 問  
館長から会長へ「①平成25年度公民館運営基本方針について②平成25年度松代公民館事業計画について」の2点について諮問

- 9 議 事  
■市条例に基づき、会長が議長となる。  
① 平成25年度松代公民館運営基本方針について  
② 平成25年度松代公民館事業計画について 事務局 一括説明

### ■質疑・意見

《公民館と住民自治協議会について》

**委員**：公民館の指定管理者制度への移行について、松代地区では進んでいるのか？

**事務局**：他の地区では、平成26年度からの移行に向けて準備を始めている公民館もあると聞いているが、松代地区では、まだ進んでいない。現段階では、公民館や支所が事務局を担当している団体事務の引き継ぎを実施しているところである。

**委員**：その団体事務の引き継ぎに関連して、松代地公連が組織解散したが、影響は無いのか？

**事務局**：松代地公連としての活動が無く、影響は無い。地域公民館とは、それぞれの地区の分館を通して事業連携していくことで、各分館、及び地域公民館と合意を得ている。

《成人式について》

※平成23年度まで、松代地区住民自治協議会から贈呈されていた「松代焼」の記念品が廃止された件。

**委員**：若い世代を大切にするという松代の思いを伝えたい。記念品を見れば、「ふるさと」を思い出してもらえる。過日の松代地区社協の総会において、住民自治協議会に代わり記念品の負担ができないか、との意見が出たが、社協も住民自治協議会の構成団体のひとつであり難しい。運営審議会の意見として、住民自治協議会に要請を続けるべきだと思う。

**事務局**：昨年度の成人式参加者に聞いたところ、思い出に残る記念品を希望していた。本日の意見を伝えていきたい。

《南部図書館の分室と公民館図書室について》

**委員**：本館にある南部図書館の分室は、本の貸出方法を分かり易く表示する等の工夫をして、もっとアピールしても良いと思う。分館にも図書室があるが、南部図書館の分室か？分館の図書室を充実することは、難しいのか。

**事務局**：南部図書館の分室では、無い。各地区の村史等を引継いだもの、住民の寄贈本などである。分館は、職員が常駐していないことから、施錠してある。カギを開けないと本が閲覧できないことや、貸出・返却の管理も無人状態で行なうことになる。例えば寺尾分館は、移動図書館の巡回場所に指定されており、利用が可能である。

**委員**：移動図書館の利用者が多く、驚いたことがある。松代町内に図書館が無いことは、長年の課題である。廃線となった屋代線の松代駅舎の利用や真田宝物館と図書館の併設等、発言できる場で提案していきたい。

《若年層の公民館参加について》

**委員**：中学生が公民館活動に参加することで、地元との交流を深められるのではないか。公民館事業の「スポーツ祭」に審判・ラインズマンとして参加することやトレッキングを経験すると良いと思う。

**事務局**：本年度の新規事業で、小・中学生が参加し易いよう、夏休みの期間に開催する講座があるので、参加をお願いしたい。

《その他の意見・要望等》

**委員**：高齢者がスリッパで2階への階段を利用するのは、滑り易く危険だという声がある。

**事務局**：館内を清潔に保ち、施設を大切に扱う意識向上を目的として、靴の履き替えをお願いしている。滑り止め対応のスリッパは、大変高価であることから、予算の範囲内で購入可能なスリッパを用意するとともに、階段が不安な方は、各自で「滑りにくい室内履き」を持参していただくように案内していく。

**委員**：松代には、個々で活発に活動している団体はあるが、町内全体を俯瞰し統括する組織が無いと言われる。取りまとめ役は、住民自治協議会になるのかもしれないが、横の連携に協力をお願いしたい。

■答申内容について

議長（会長）より原案どおりでよろしいか委員へ諮る（全員一致で原案を承認）。

10 答 申 会長から館長へ「原案どおりで差し支えない」旨、答申

11 その他 特になし

12 閉 会 午後3時30分

以上